

## 回 覧

### 農地に住宅等の建築を予定している方は 農振手続きを忘れずに

町では、平成30年度に「岩手農業振興地域整備計画」の見直しを行います。  
農業振興地域整備計画（農振）は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、見直しが義務付けられており、前回の平成25年の見直しから5年が経過したことにより来年度見直しを行うものです。

そのため、平成30年度は、農振除外の手続きを凍結し、一般の農振除外の申出に係る受付を行いませんのでご注意願います。

今後農地に住宅等の建築を予定している方は、次の期日までに農振の変更手続きをしてください。

○平成31年度以降に農地に住宅や作業小屋の建築を予定している方  
平成30年3月30日（金）

※農振の変更手続きを行わない場合は、住宅等の建築ができない場合があります。  
建設を予定している方は必ず手続きをするようお願いいたします。



申請先・お問い合わせ先  
岩手町役場 農林環境課 農業振興係  
電話：0195-62-2111（内線303）  
FAX：0195-62-3589

※ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い

## 農業除外とは

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めています。これを「農用地区域」といいます。農用地区域は、優良な農地の保護のため、農地の整備・改良等に対して各種補助事業が受けられ、また売買、贈与などの際には税制上の優遇が適用されますが、農業以外の目的での利用が制限されます。

このため農用地区域内の農地を農地以外に使用するときは、農地転用の許可申請をする前に、農用地区域の除外の手続きが必要となります。この「農業振興地域における農用地区域からの除外」のことを略して「農振除外」と呼んでいます。

### ○ 次のような場合に手続きが必要です。

- ・ 農業用施設（農作業小屋・牛舎・農業用機械倉庫など）を農地に建築する場合は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下農振法）に基づく、用途変更の手続きが必要です。
- ・ 農家住宅など建築の場合は、農振法に基づく農振除外の手続きが必要です。この場合、事前に計画内容をご相談ください。
- ・ 資材置場や駐車場など農業以外の目的で農地を使用する場合も、同様の手続きが必要となります。
- ・ 上記のほか、農地転用（農業委員会）手続きも必要となります。

## 農振除外ができる土地

農用地区域は、農業のために利用する土地（農地）を確保する区域で、原則として農業以外の目的での利用は出来ません。やむを得ず、農用地区域内で住宅の建築や敷地（宅地）の拡張、私道として利用したい場合には、次の5つの条件をすべて満たし、更にその他法令（農地法、都市計画法等）の許可が得られる見込みがある場合に限り、農振除外をすることができます。

### ○ 農振除外ができる5つの条件（5要件）

- (1) 農用地区域以外に利用できる土地がないこと。
- (2) 農用地の集団化や農作業の効率化など、農業上の土地利用に支障が生じないこと。
- (3) 農用地の利用の集積に支障が生じないこと。
- (4) 土地改良施設（用排水路や農道など）の機能に支障が生じないこと。
- (5) 土地改良事業などを行なった区域内では、事業が完了してから8年以上経過していること。

## 農振除外の申し出

農業振興地域の整備に関する法律では、原則として農振計画の見直し時期以外は、農振除外の手続きが出来ないこととなっています。次の見直しまでの5年以内（平成31年度～平成35年度）に、農家住宅や農家分家住宅などの建築を計画されている方は、農振除外申出の手続きを行ってください。その場合は、計画が具体的で先に掲げた(1)～(5)の条件を満たした土地に限ります。

申出を受けた内容を精査し、要件に合ったもののみ、農振除外の手続きを行ないます。なお農振除外の許可年月日は、平成31年3月末日となる見込みです。

また、引き続き、農振除外になった農地に建物などを建築する前に、農地法による転用手続きを行なってください。

その他に都市計画法の規制がかかる場合もありますので、あらかじめご確認ください